

『汽水の松江堀川』魅力アップ協議会規約

(総則)

第1条 本規約は、『汽水の松江堀川』魅力アップ協議会（以下「協議会」という）の設立に関する必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 斐伊川水系宍道湖東域河川整備計画の「河川環境の整備と保全に関する目標」に基づき、多様な汽水環境の保全・創出と、観光スポットである松江堀川の魅力アップを図る。

- ① 松江堀川の生態系の把握
- ② 水環境の保全のための啓発
- ③ 官民協働での水環境保全
- ④ 地域住民、観光者の視点を取り入れた多様な水辺環境の創出

(構成員)

第3条 協議会の構成員は、別紙の名簿に掲げるアドバイザー（有識者）、会員をもって構成する。

(補則)

第4条 必要に応じ、「島根県河川整備計画検討委員会」へ報告、または意見を聞く。

- 2 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、島根県土木部河川課に置く。

- 2 事務局には、必要な支援員を置くことができる。

(附則)

本規約は、平成27年7月16日より適用する。

本規約は、平成28年7月25日より適用する。

本規約は、平成28年9月30日より適用する。

本規約は、平成28年12月15日より適用する。

本規約は、平成30年5月11日より適用する。

【『汽水の松江堀川』魅力アップ協議会 構成員名簿】

[アドバイザー]

分野	所属・役職名	氏名
水環境 魚類・両生類・ は虫類	島根県立宍道湖自然館ゴビウス 総務課自然館総務係 環境修復担当	寺岡 誠二 <small>てらおか まいじ</small>
水環境 魚類・底生生物	宍道湖漁業協同組合	桑原 正樹 <small>くわばら まさき</small>
環境省中国四国地方環境事務所 松江自然保護官事務所 自然保護官		瀬川 涼 <small>せがわ りょう</small>

[会員]

公益財団法人・民間等

団体名（公財）
ホシザキグリーン財団
松江市観光振興公社 堀川遊覧船管理事務所
島根県環境保健公社

団体名（民間）
宍道湖魚類研究会

行政

所属		
国土交通省	中国地方整備局 出雲河川事務所	
松江市	都市整備部河川課	
	観光振興部観光施設課	
	環境保全部環境保全課	
	歴史まちづくり部まちづくり文化財課	
	産業経済部水産振興課	
島根県	環境生活部	自然環境課
		環境政策課
	農林水産部水産課	
	商工労働部観光振興課	
	教育庁教育指導課	
	松江県土	土木工務部土木工務第二課
	整備事務所	維持管理部管理第一課

[事務局]

所属
島根県土木部河川課